

入 札 説 明 書

件名 庄内町文化創造館冷温水機等更新工事（債務負担行為）

担当部局等

〒999 - 7781 庄内町余目字町 132 番地 1

庄内町役場

契約担当 総務課管財係 電話番号0234-42-0129 FAX0234-43-2219

工事担当 教育課教育施設係 電話番号0234-43-0127

入札説明書

庄内町文化創造館冷温水機等更新工事（債務負担行為）に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札日程等

【入札日程等一覧】

入札等の手続等	期間・期日・期限等	提出場所等	手続の方法
入札参加資格 確認申請	令和8年4月24日（金） ～ 令和8年5月12日（火）	総務課 管財係	2-2①
入札参加資格 確認結果通知	令和8年5月14日（木）	/	2-2②
非資格理由 説明要求	令和8年5月18日（月）	総務課 管財係	2-4①
非資格理由 回答期限	令和8年5月20日（水）	/	2-4②
設計図書の閲覧 及び貸出し	令和8年4月24日（金） ～ 令和8年5月26日（火）	総務課 管財係	3-1③
設計図書に対する 質問受付	令和8年5月14日（木） ～ 令和8年5月18日（月）	総務課 管財係	3-2①
上記質問に対する 回答期限	令和8年5月20日（水）	/	3-2②
入札	令和8年5月27日（水）	/	4～7
上記期間は、特に指定する場合を除き、土日、祝日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。			

2 入札参加資格関係（施工実績・技術者配置要件等）

2-1 入札参加者の資格

- ① 「庄内町建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。」とは、入札参加資格確認日（条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から入札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

② 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者は、本入札に参加することができない。

③ 配置予定技術者

イ 公告の主任技術者又は監理技術者資格の「これと同等以上の資格を有する」については、国土交通大臣が一級施工管理技士と同等以上と認定した者をいう。

ロ 配置を求めている技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ハ 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。また、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない、又は契約を解除するものとする。

ニ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。この場合、複数の技術者のうちいずれかが審査により資格のないことが判明した時は、資格のある技術者を配置予定技術者とみなす。

ホ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札手続における落札決定が行われる前までに契約担当者に書面により申し出ること（この場合、担当課（契約担当）に事前に電話連絡を行うこと。事前に電話連絡がない場合は、当該申出を受け付けることが出来ない。）。ただし、当該申出をもって、配置予定技術者の変更を認めるものではない。

ヘ 配置予定の技術者は、本件工事の着手日から工事の完成後、検査を完了した日（工期末後に検査を実施する場合は、工期末日）までにおいて、他の全ての工事に主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として配置されていないこと（本件工事及び他の工事に同一の特例監理技術者を配置する場合を除く。）。ただし、本件工事が建設業法施行令第 27 条に該当する工事で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 本件工事の配置予定技術者が専任を要しない他の工事に配置されている場合、当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前であるとき（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）。

(ロ) 本件工事の配置予定技術者が専任を要する他の工事に配置されている場合、本件工事の始期日から着手日の前日までにおいて、当該他の工事が専任を要しない期間であるとき（当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前である場合に限る。）（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）。

(ハ) 本件工事及び他の工事に同一の建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者を配置するとき。

(ニ) 主任技術者又は監理技術者の現場専任義務のある工事を含む 2 つの工事について、同一の主任技術者又は監理技術者が管理することができるか否かに関

し、落札決定後にそれぞれの工事を所管する担当課等に協議を行い、双方の担当課等より承諾を得て、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号に規定する主任技術者又は監理技術者を配置するとき（なお、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。）。また、主任技術者の現場専任義務のある工事を含む原則 2 つの工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 キロメートル程度の近接した場所において施工するため同一の主任技術者が管理することができるか否かについて、落札決定後に工事を所管する担当課等に協議を行い、双方の担当課等より承諾を得たとき（なお、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。）。

ト 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

(イ) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(ロ) 監理技術者補佐は、一級管工事施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法（昭和 24 年 5 月法律第 100 号）第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ハ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。

(ニ) 特例監理技術者が兼務できる工事は庄内管内の工事でなければならない。

(ホ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(ヘ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ト) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

チ 配置される専任の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む。）又は監理技術者補佐は申請書を提出する日の前 3 か月以上の雇用期間があること（落札決定後に当該事項を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。）。

2-2 入札参加資格の確認等

① 本件入札の参加希望者は、入札参加者の資格を有することを証明するため、②に示す申請書及び確認資料を提出しなければならない。この場合、必要な確認資料のいずれか一つでも添付がない場合は、入札参加資格がないものとする。

② 提出書類

イ 申請書及び確認資料

「2-3」のとおり。

ロ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、町は、亡失等を理由とする再交付に応じない。

ハ 提出された申請書及び確認資料は無断で他の目的に使用しない。

ニ 確認資料の提出は、申請書に添付して行うものとする。

ホ 提出書類は、公告で指定された提出場所へ持参又は郵送するものとし、郵送の場合は提出期限日必着とする。

ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加資格の確認のため、提出された確認資料により判断ができない場合には、必要な確認資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

チ 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は入札参加資格確認結果通知の期日までに通知する。

2-3 【申請書及び確認資料一覧】

イ	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 様式第1号
ロ	<p>配置予定の技術者の資格等を記載した書面 様式第2号「主任（監理）技術者の資格」</p> <p>① 配置予定技術者の「法令による資格・免許」における（ ）には、資格免許の取得年を記載すること。</p> <p>② 様式中の「特例監理技術者の配置予定」、「申請時における他工事との兼務」の欄は、記載後の状況の変化、記載誤り又は記載漏れがあった場合でも入札参加資格には影響しないものとする。</p>
ハ	<p>「ロ」の技術者の国家資格者証等（建設業法に規定する実務経験証明書を含む。）又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了履歴が確認できる書面（監理技術者講習修了証の写し又は監理技術者資格者証裏面の写し）</p> <p>ただし、すでに当該資格を合格又は講習を修了しているが、交付手続中のため本申請の提出期限までに当該資格者証又は監理技術者講習履歴が確認できる書面を提出できない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。</p>
ニ	<p>総合評定値通知書の写し</p> <p>審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。</p> <p>※ 審査基準日が1年7月以内であっても、直近のものでない場合は参加資格なしとする。</p>
ホ	<p>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書等の写し</p> <p>「ニ」により保険に加入していることが確認できる場合は提出を要しない。</p>
<p>【注】① ロ～ホについては全ての構成員が提出すること。</p> <p>② 必要な確認資料のいずれか一つでも受理されない場合は、入札参加資格がないものとする。</p> <p>③ 提出する資料に記入誤り、記入漏れ、押印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認した上で提出すること。</p>	

2-4 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- ① 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、その理由の詳細説明を求めることができる。

説明要求は、「1」により書面を持参又は郵便により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

- ② 説明要求があった場合には、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

3 入札関係書類等の取扱い

3-1 設計図書の閲覧及び貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

- ① 閲覧及び貸出しする設計図書

- イ 図面
- ロ 仕様書
- ハ 設計書

- ② 閲覧期間及び貸出期間

「1」による。

- ③ 閲覧方法及び貸出方法

イ 閲覧方法 「設計図書等閲覧・借受申込書」(様式第4号)を提出のうえ、「1」に示した場所で閲覧に供する。

ロ 貸出方法 「設計図書等閲覧・借受申込書」(様式第4号)を提出のうえ、①の内容を保存した電子記録媒体により貸出しするものとする。なお、貸出資料は入札日の前日までに返却すること。

3-2 設計図書等に対する質問

- ① 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、「1」に示した期間内に「設計図書等に関する質問書」(様式第5号)によりファクシミリ又は持参により提出すること。

- ② ①の質問に対する回答は、「1」に示した期限まで入札参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者にファクシミリで回答する。

4 入札条件

- ① 入札参加者はあらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

- ② 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。

- ③ 入札書の金額はアラビア数字で明確に表示し、頭初に¥の記号を付記する。

- ④ 入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- ⑤ 入札に際して入札書と共に工事内訳書を提出するものとする。

- ⑥ 次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。
- イ 入札に参加する資格のない者のした入札
 - ロ 記名押印をしていない入札書又は工事内訳書
 - ハ 金額を訂正した入札
 - ニ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - ホ 明らかに連合によると認められる入札
 - ヘ 工事内訳書の全部または一部の提出のない入札
 - ト 他の工事の工事内訳書が提出された入札
 - チ 工事内訳書の全部が白紙である入札
 - リ 入札書と工事内訳書のコличествоが異なる入札
 - ヌ 他に入札参加者が作成した工事内訳書の全部又は一部を使用していると認められる工事内訳書
 - ル 総額の記載のみで内訳の記載が全くない工事内訳書
 - オ 記載すべき事項(発注者名、工事名又は提出者名)に誤りがある工事内訳書
 - ワ 前各事項に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札
- ⑦ 入札をした者は、入札後現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることが出来ない。
- ⑧ 入札は1回とし、不落の場合は不調とする。
- ⑨ 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- ⑩ 落札者は、契約締結後1箇月以内に建設業退職金共済組合にかかわる掛金収納書を提示すること。
- ⑪ 保証契約に基づいて前払金を支払うものとし、請負代金額の10分の4を請求限度額とする。
- ⑫ 保証契約に基づいて中間前払金を支払うものとし、請負代金額の10分の2を請求限度額とする。
- ⑬ 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑭ 免税業者が落札した場合は、落札後免税業者の確認を行う。
- ⑮ 低入札価格調査基準価格を設けている。
- ⑯ 本工事における現場代理人は、落札者の申請に基づき発注者が承認するとき限り、別件工事の現場代理人との兼務を認める。
- ⑰ 入札に関する様式については、町ホームページよりダウンロードできるので字句等適宜変更の上使用するものとし、入札書を入れる封筒は不要とする。

5 入札の辞退

- ① 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。

- ② 入札を辞退する場合は、庄内町ホームページに掲載している「入札辞退届」を入札日時までに提出するものとする。
- ③ 入札書提出後は入札を辞退することができない。
- ④ 入札を辞退した者は、これを理由とする不利益な取扱いを受けるものではない。

6 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った入札参加者のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- ② 低入札価格調査
低入札価格調査基準価格を下回る価格の入札者については、低入札価格調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。
- ③ 最低の価格の入札者が提出した工事内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査の上で落札するか否かを決定する。
- ④ 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としなない。
- ⑤ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

7 入札の延期、中止等

- ① 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取止めることがある。
- ② 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が発生したときは、入札を延期、中止又は取止めることがある。

8 契約書の提出

- ① 契約書を作成する場合においては、落札者は、落札決定の日の翌日から起算して5日以内（土日、祝日を除く。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- ② 落札者が①に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

9 異議の申立て

入札参加者は、入札後、設計書、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

10 その他

- ① 保証契約に基づいて前払金を支払う。ただし、別紙「債務負担工事説明書」に示す支払時期に留意すること。
- ② 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、庄内町建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

(別紙)

債務負担工事説明書

工事名 庄内町文化創造館冷温水機等更新工事（機械設備工事）（債務負担行為）

1 前払い金について

本工事の工期は、令和 8 年度及び令和 9 年度の 2 か年度になっています。

契約約款第 36 条に規定する前払金は、令和 8 年度における支払限度の範囲内において、令和 8 年度に請求することができる前払金の額に令和 9 年度に請求することができる前払金の額を加えた額を請求することができるものとします。